会 議 録

会	議の名称	2023年 第8回 春日部市農	業委員会総会	
開	催日時	令和5年8月23日(水)	開 会 午前 10 時 00 分	
1)11	E 口 ***)		閉 会 午前10時54分	
開	催場所	春日部市役所本庁舎2階 全員	協議会室	
議	長 氏 名	会長 齋藤 千松		
		(出席人数:15人)		
		2 小川 利雄	11 上原 美子	
		3 市川 大倫	12 水口 健二	
		新井 久義	14 大塚 房男	
		5 萩原 勝	15 飯島 優子	
		6 池上 茂	17 伊藤 弘子	
		7 川鍋 浩之	18 栗原 健次	
	農業委員	8 岡本 勉	19 齋藤 千松	
		9 横井 貞夫		
出				
席		(欠席人数:2人)		
		1 鈴木 宏	13 山﨑 勇喜	
者				
П		(出席人数:5人)		
		農業委員会事務局長	農業委員会事務局次長	
		新井 義宣 金子 昌行		
	事務局	農地振興担当主幹	長興担当主幹 農地振興担当主査	
		三浦邦明	渡部 大輔	
		農地振興担当主事		
		加藤祐一		
		(出席人数: 2人)		
	議事参与	都市整備部参事兼開発調整課長 農業振興課長		
	<u> </u>	関補作	舟田 由彦	
次第及び公開、一部と公開、非公開の区分		日程 1 農地法第 3 条(委員会): 公開		
		日程2 農地法第5条(知事): 公開		
		日程3 租税特別措置法適格者証明:公開		
		日程4 生産緑地の取得斡旋について:公開		

	(農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤 の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について : 公開	
	日程6	・公開 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する 意見聴取について:公開	
一部公開・非公開の場合はその理由	□ 要綱第3条第1号該当:□ 要綱第3条第2号該当:□ 要綱第3条第3号該当:□ 要綱第3条第4号該当:		
配布資料	次第、総会資料		
	□ 録音テープ等を使用した全文記録		
会議録の作成方法	■ 録音テープ等を使用した要点記録		
	□ 要点記録		
	議席番号	委員氏名	
会議録署名の指定	6	池上 茂	
云磯姚省治 (2) 相比	7	川鍋浩之	
	8	岡本 勉	

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項		
議長	ただ今から2023年第8回総会を開会いたします。		
	在任委員15名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第		
	6条の規定により総会は成立いたします。		
	また、本日は議事参与者としまして、市長部局より都市整備部開発調整課、		
	関祐作参事と環境経済部農業振興課、舟田由彦課長が出席しております。		
議長	次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。		
委員長	本日午前9時15分から運営委員会を開催いたしました。		
	会議の内容ですが、議題として		
	(1)農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化		
	の促進に関する基本的な構想」の変更について(意見照会)		
	(2) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取に ついて		
	(3)春日部市農用地利用集積計画の決定について(依頼)		
	(4)農業委員、農地利用最適化推進委員の応募状況について		
	(5) 視察研修について		
	以上、5項目について協議しました。		
議長	ありがとうございました。		
时处人			
議長	本日の議題は、		
	日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会)1議案3件		
	日程2 議案第2号、農地法第5条(知事)1議案4件		
	日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明 1議案1件		
	日程4 議案第4号、生産緑地法従事者証明 1議案1件		
	日程 5 議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経		
	営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更		
	について		
	日程 6 議案第 6 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関 する意見聴取について		
議長	 次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたし		
	ます。それでは議席番号6番池上茂委員、7番川鍋浩之委員、8番岡本勉委		
	員を指名いたします。		

議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の 説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長

それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条(委員会)を議題といたします。申請番号27番から29番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条(委員会)について許可申請が3件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号27番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではブドウ、トマト、イチジクの作付けを行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号28番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。 申請理由は譲渡人では利用が難しい本申請農地について、現在、既に賃借権 を設定して耕作を行っている譲受人へ贈与するためです。案内図は3頁、詳 細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。こ こでは、引き続き、たい肥の作成や、ほうれん草の作付を行う計画です。次 に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条 第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づ く申請書が整っております。

次に、申請番号29番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は 春日部市からの払下げです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スク リーンをご覧ください。申請地となります。ここは公道から農地に入る通作 路として使用予定です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。ま た、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認め、はじめに申請番号27番について担当地区の石川正推進 委員より意見を求めます。

委員

申請番号24番について報告いたします。令和5年8月9日に、小川農業委員、川鍋農業委員、小川推進委員、及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号28番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意 見を求めます。

事務局

担当地区の石井推進委員に代わり、申請番号29番について報告いたします。令和5年8月10日に、水口農業委員、池上農業委員、横川推進委員、石井推進委員の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします、との報告がありました。

議長

次に、申請番号29番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意 見を求めます。

事務局

担当地区の野村推進委員に代わり、申請番号29番について報告いたします。令和5年8月15日に、大塚農業委員、新井農業委員、田口推進委員、野村推進委員の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします、との報告がありました。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号18番栗原健次委員より申請番号27番から29番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号27番から29番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、

と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5 人の合議により許可と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号27番、28番、29番を事前審査委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号27番、28番、29番を事前審査委員の報告のとおり許可と決しました。

議長

次に日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号62番から65番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書2頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条(知事)について 許可申請が4件ありましたので審議を求めます。

はじめに申請番号62番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人 は社会福祉法人で、転用計画は特別養護老人ホームの設置です。以前から、 さいたま市岩槻区で特別養護老人ホームを営んでいましたが、隣接する非農 地 362.76 ㎡を合わせて、春日部市において新たに 100 床の特別養護老人ホ ームを設置する計画です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地は スクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付され ています。農地転用については該当する土地改良区発行の地区外証明書が添 付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置と してコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内貯留施設に貯留後、 生活排水は合併処理浄化槽で処理後、それぞれ既設道路側溝に放流する計画 です。ただし、排水管や給水管は隣接農地に埋設する計画ですが、そのため の「農地の一時転用」の申請がありません。排水の放流計画については区長 の排水放流承諾書が添付されています。資金計画については県補助金、自己 資金及び金融機関からの融資で対応する計画です。しかし、計画にかかる工 事見積書の日付が1年以上前のものであることから現在、代理人に確認を求 めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うた め、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区 分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に申請番号63番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自 己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のため の自己用住宅に該当します。この案件は本年6月総会にて、農地法第5条申 請番号48番として審議しましたが、県の審議の段階で一旦取下げされ、新 たに共有名義の自己用住宅として申請があったものです。案内図は9頁、詳 細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの 除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する 土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。接続道路は北 側の道路に接続しています。隣接する農地がないため被害防除措置はありま せん。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既 設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資 で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。しかし、新築計画にかか る見積書の日付が半年以上前のものであることから代理人に確認を求めた 結果、事前審査後の8月21日に最新の見積書が提出されました。農地転用 に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続 きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が 10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号64番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は駐車場設置に伴う敷地拡張です。車での来客が多いものの、自宅敷地内に駐車スペースが限られているため、自宅の裏に2台分の駐車場を設置する計画です。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。接続道路ですが、申請地は未接道地であるため、北側にある宅地部分から進入する計画です。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷のため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されていますが、発行日付が3か月以上前のため、現在代理人に確認を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴う可能性があるため、現在、代理人へ開発調整課との調整状況を確認しているところです。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁、申請番号65番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。 転用計画は自己用住宅の建築です。案内図は13頁、詳細図は14頁となり ます。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明 書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は公共下水道に排水する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、事前審査回答書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10~クタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号64番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意 見を求めます。

事務局

申請番号64番について担当地区推進委員に代わり報告いたします。令和5年8月10日に、水口農業委員、池上農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、議席番号17番伊藤弘子委員より申請番号62番から65番の事前 審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号62番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。現地調査の結果、申請農地については、問題はなく周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかし、事務局から説明のあったとおり、排水管や給水管は、隣接農地に埋設する計画ですが、そのための「農地の一時転用」の申請がありません。また、計画にかかる工事見積書の日付が1年以上前のものであるため、現在の資金計画についての確認がとれません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、本案件と、本案件に係る排水管や給水管の案件を、併せて審査をすること、現在の資金計画について精査をすること、を条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号63番について事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請農地については、問題はなく周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかし、事務局から説明のあったとおり、事前審査時には、計画にかかる工事見積書の日付が半年以上前のものであったため、現在の資金計画についての確認がとれませんでした。その後、事務局より、8月21日に最新の見積書が提出された、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号64番について事前審査の報告をします。担当地区推進委 員に意見を求めたところ、申請人保有農地について、盛土がされ、鉄板が敷 かれている農地があると報告がありました。事前審査における現地調査の結 果でも、担当地区推進委員の報告のとおりの状況であることが確認されまし た。また、事務局から説明のあったとおり、該当する土地改良区発行の意見 書が添付されていないこと、金融機関からの残高証明書も日付が古く、現在 の資金計画の確認が取れません。以上のことから、事前審査委員5人の合議 により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号65番について、事前審査の報告をします。現地調査の結 果、申請農地については、問題はありませんでした。また、申請についても 問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事 前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号64番に ついて、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に、申請番号 62番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、 と報告がありました。よって、はじめに申請番号64番、次に、申請番号6 2番、その次に、申請番号63番、65番を別々に審議することに異議ござ いませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号64番を事 前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求 めます。

(全員起立)

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号64 番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

次に、申請番号62番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとお り、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

議長

議長

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号62 番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。 62番については、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号63番、65番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号63番、65番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長

次に、日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号11番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書4頁をご覧ください。議案第3号、租税特別措置法適格者証明について申請が1件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。

議案書4頁、申請番号11番、詳細は議案書のとおり。案内図は15頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は200日です。

議長

次に、申請番号11番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意 見を求めます。

事務局

担当地区の石井推進委員に代わり、申請番号11番について報告いたします。令和5年8月10日に、水口農業委員、池上農業委員、横川推進委員、石井推進委員の4名で申請地の現地調査を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正

かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから 問題なし、と意見を述べ、報告といたします、との報告がありました。

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より 議長 申請番号11番の事前審査の報告を求めます。

> 申請番号11番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審 **査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見** を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上 の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のこ とから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明する、と決 しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号11番 を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めま す。

(全員起立)

起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番 号11番について証明書を発行することと決しました。

次に日程4、議案第4号、生産緑地法従事者証明について、を議題といた します。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

議案書の5頁をご覧ください。議案第4号、生産緑地法従事者証明につい て証明願が1件ありましたので、審議を求めます。生産緑地に指定された市 街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを 解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けま す。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定に より市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。 当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産 緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事 者についての証明書発行規程」に基づき、農業の主たる従事者としての要件 を満たしていることを証明するものです。

委員

議長

議長

議長

事務局

議案書5頁、申請番号5番、特定生産緑地第53号地区及び第54号地区の全部です。詳細は議案書のとおり。案内図は16頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和5年7月12日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

議長

次に、申請番号5番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意見 を求めます。

事務局

担当地区の野村推進委員に代わり、申請番号29番について報告いたします。令和5年8月15日に、大塚農業委員、新井農業委員、田口推進委員、野村推進委員の4名で申請地の現地調査を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします、との報告がありました。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より 申請番号5番の事前審査の報告を求めます。

議長

申請番号5番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明する、と決しました。

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号5番を 事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号、生産緑地法従事者証明について証明 書を発行することと決しました。

議長

次に、日程5、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農

業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の 強化の促進に関する基本的な構想」の変更について」議案書6頁をご覧くだ さい。これは、春日部市が作成している「農業経営基盤の強化の促進に関す る基本的な構想」について、農業経営基盤強化促進法の一部改正及び「埼玉 県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更に伴い、春日部市長 から、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、意見照会があ ったため、審議を求めるものです。7月25日に農業委員に説明し、8月1 0日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。また、本 日、総会資料とは別に配布いたしました「議案第5号 参考資料」をご覧く ださい。委員の皆さまに意見の聴取を行うとともに、県農林振興センターと の事前審査の結果、指摘を受けて修正となった箇所がございましたので、説 明いたします。

初めに、議案書19頁ですが営農類型のうち、しいたけの経営規模を修正 しております。なお、変更箇所は二重下線でお示ししております。

次に、議案書20頁ですが、第4の1「農業を担う者の確保及び育成の考え方」の最後の文言、同じ第4の3「関係機関との連携・役割分担の考え方」の1行目最後の文言を修正しております。次に、議案書24頁ですが、(6)特定農業法人を定める農用地利用規程の認定の②の工の文言を修正しております。最後に、議案書26頁ですが6の(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組の、工の3行目の文言、(2)関係機関等の役割分担の1行目の文言を修正しております。以上の内容を踏まえた上で、議案書7頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

(事務局より別途、補足説明あり)

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質疑応答)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の一部改正 に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について 原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

次に日程6、議案第6号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出 に関する意見聴取について、を議題といたします。会議規則第19条第3項 により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書28頁をご覧ください。議案第6号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について、春日部市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。7月25日に農業委員に説明し、8月10日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書29頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号、春日部農業振興地域整備計画の変更 に係る申出に関する意見聴取について原案のとおり決定し、春日部市長に送 付いたします。

議長次に、

日程7、報告第1号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)

日程8、報告第2号 農地法第4条(届出)

日程9、報告第3号 農地法第5条(届出)

日程10、報告第4号 農地法第18条(通知)

日程11、報告第5号 違反転用事案報告

につきましては、議案書の17頁から26頁にお示しのとおりです。

以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

	15 / 15		
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しの		
	とおりです。		
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。		
議長	以上をもちまして、2023年第8回総会を閉会いたします。		
	閉会(午前10時54分)		
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。			
令和 5	年 月 日		
署名者の職・氏名			
議	長		
農	:業委員6番		
農	業委員 7 番		
農	:業委員 <u>8 番</u>		